

Vol.101

今回は 資産税

相談事例  
紹介

## 会員相談室

相談委員 高木 光男 (神田)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～2時40分

03-3354-8520



事前予約

面接相談・随時相談

03-5919-7157



## 自治会に土地を遺贈した場合の課税

## 事例1

甲は、町内にある自治会（認可地縁団体に該当しない）の会館敷地として無償で貸し付けていた土地を自治会に遺贈した。

- 1 自治会が遺贈により財産を取得した場合は相続税の納税義務者となるのか。
- 2 遺贈した甲の課税はどのようになるのか。

## 回答

## 1 自治会に対する課税

自治会は、いわゆる代表者の定めのある人格のない社団であることから、遺贈により財産を取得した場合には個人とみなされて相続税の納税義務者となる。

## 2 遺贈した個人に対する課税

遺贈した個人に対し、遺贈があった時の土地の時価を総収入金額として譲渡所得が課税される。

## 検討

## 1 自治会等の法的性格

一般に自治会や町内会は、町内の一定区域の住民の自治組織で、一般的には代表者又は管理者の定めがある人格のない社団といわれている。

法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有して統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行うものをいう（所基通2-5、法基通1-1-1）。

なお、人格のない社団については、法人とみなして所得税法の規定が適用される（所法4）。

## 2 個人とみなされる相続税の納税義務者

相続税の納税義務者は、相続又は遺贈（以下「相続等」という。）によって財産を取得した個人であるが、次のような場合には、遺贈によって財産を取得した者を個人とみなして相続税の納税義務を負わせている（相法66、相基通1の3・1の4共-2）。

- (1) 代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により財産を取得した場合
- (2) 持分の定めのない法人に対し、財産の遺贈があった場合において、その遺贈者の親族その他これらの者と特別な関係がある者の相続税が不当に減少する結果となると認められるとき

## 3 自治会に対する課税

町内会又は町内にある自治会は、一定区域内に住所を有する者の利益のために活動するものであるから、相続税法12条1項3号に規定する「公益を目的とする事業を行う者」に該当しない。

したがって、相続税法66条1項の規定により個人とみなされて、相続税が課税される。

## 4 遺贈した個人に対する課税

譲渡所得の対象となる資産の譲渡には、通常の売買のほか交換、公売、収用、代物弁済、法人に対する現物出資などの有償譲渡及び遺贈、贈与、寄附などの無償譲渡も含まれることから、法人に対して譲渡所得の基因となる資産の遺贈があった場合には、遺贈があった時に、その資産のその時の価額に相当する金額（時価）でその資産の譲渡があったものとみなされる（所法59①）。

したがって、遺贈した個人に対し遺贈があった時の土地の時価を総収入金額として譲渡所得が課税される。

## 5 認可地縁団体

遺贈を受けたいわゆる町内会、自治会等が市町村長の認可（地方自治法260の2①）を受けた「地縁による団体」（認可地縁団体）である場合には公益を目的とする法人に該当することから、認可地縁団体に遺贈された不動産は相続税の非課税財産となる（相法12①三）。ただし、遺贈者の親族その他これらの者と特別な関係がある者の相続税の負担が不当

に減少する結果となると認められるときは、個人とみなして相続税が課税される（相法66④）。

また、認可地縁団体は措置法40条の承認申請対象法人とされていることから、同条の承認要件を満たしていれば、遺贈した個人について譲渡所得は課税されない（所法59①、措法40、昭55.4.23付直資2-181措置法40条通達「1」）。

## 6 譲渡所得の申告（準確定申告）

年の中途で死亡した場合の確定申告は、遺贈者の相続人がその相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までにその遺贈者の死亡当時における納税地を所轄する税務署長に対して申告書を提出しなければならない（所法125①）。



## 公益法人の設立の認可申請前に死亡した場合の課税

## 事例2

乙は、死亡する6月前から、預金及びA社（上場会社）の株式を寄附して奨学金支給を目的とする公益法人を設立するための設立準備委員会を設け主務官庁と協議を重ねていた。しかし、公益法人の設立認可申請の直前に死亡した。

乙の相続人は、乙の意思を引き継ぎ、預金及びA社の株式を当該公益法人に寄附した。

この場合の課税関係はどうか。

## 回答

被相続人の正式遺言がない場合であっても、その相続人が被相続人の意思に基づいて相続財産を寄附することにより公益法人を設立する場合において、一定の要件を具備するときは、その公益法人が被相続人から直接遺贈により取得したものと同様に取り扱われ、相続人に相続税は課税されない。

なお、株式については譲渡所得の基因となる資産であることから、所得税の課税を受けないためには所定の手続きが必要である。

## 検討

## 1 相続税の非課税に関する特例

相続等により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告書の提出期限までに国や地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定める特定の公益法人に寄附した財産は非課税財産とされている（措法70、措令40の3）。

## 2 公益法人の設立の認可申請前に相続の開始があった場合

被相続人の正式遺言がない場合であっても、その相続人が被相続人の意思に基づいて相続財産を寄附することにより公益法人を設立する場合において、次の要件を具備するときは、その公益法人に帰属した財産については、その公益法人が被相続人から直接遺贈により取得したものと同様に取り扱われる（昭35.10.1付直資90通達「2」）。

- (1) 被相続人が公益法人の設立のため財産を寄附する意思を有していたことが明らかであること。
- (2) その公益法人に帰属した財産につき相続税法66条4項の規定の適用がないこと。
- (3) その公益法人が相続税の申告書の提出期限までに設立されたものであること。（その期限までに設立されなかったことについて正当な理由があると認められるときは、その期限までにその設立認可申請がされていること。）

したがって、これらの要件に該当しないときは、この取扱いは適用されないため、公益法人に帰属した財産については、一般の例により、相続人に対しては相続税及び譲渡所得に対する所得税、公益法人に対しては贈与をした者の親族その他これらの者と特別な関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当

に減少する結果となると認められるときは、贈与税の課税関係が生じることになる（同通達「2」(注)）。

## 3 被相続人の意思に基づくかどうかの判定

上記2の(1)の「被相続人が公益法人の設立のため財産を寄附するための意思を有していたことが明らかであること」に該当するかどうかは、被相続人から指示を受けた者が、設立準備のための作業を進めていたこと、被相続人の作成に係る寄附行為があること、被相続人の日記、書簡等にその旨が記載されていること、その他被相続人の意思を立証することができる生前の事実の存否により判定することとされている（同通達「3」、措通70-1-10）。

## 4 譲渡所得の課税

法人に寄附した財産が譲渡所得の基因となる資産である場合には、その寄附された財産は時価により譲渡したものとみなされ、その譲渡所得に対し所得税が課税される。

しかし、公益法人に資産を譲渡した場合、所定の手続きにより国税庁長官の承認を受けたときは、所得税は課されない（措法40）。

## 5 国税庁長官の承認を受けるための手続

国税庁長官の承認を受けるためには、贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）により財産を取得する公益法人等の事業目的、贈与等する財産の内容等を記載した申請書に、当該公益法人等が当該申請書に記載された事項を確認したことを証する書類を添付して、贈与等があった日から4月以内に、贈与等をした者の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出する（措法40、措令25の17）。

なお、期間内に申請書の提出がなかったことについて、国税庁長官がやむを得ないと認める事情があり、かつ、その贈与等に係る譲渡所得等について更正又は決定を受ける前日までに申請書の提出があった場合には、期間内に申請書の提出があったものとされる。

## 6 寄附財産が公益目的事業の用に直接供されるかどうかの判定

措置法40条に規定する国税庁長官の承認を受けるための要件の一つに公益法人が寄附された財産を直接公益目的事業の用に供することがある。

その贈与等に係る財産が、株式、著作権などのようにその財産の性質上その財産を公益目的事業の用に直接供することのできないものである場合には、各年に生ずる配当金、印税収入などその財産から生ずる果実の全部が、直接、かつ、継続して、その公益目的事業に供されるかどうかにより判定される（措置法40条通達「13」）。

したがって、配当金などの果実が毎年継続的に生じない株式等については、非課税承認の対象とはならない。

## 7 公益法人が保有する株式の制限

公益法人が贈与等により株式の取得をした場合には、その取得により当該公益法人の有することとなる当該株式の発行法人の株式がその発行済株式の総数の2分の1を超えてはならないことも国税庁長官の承認を受けるための要件の一つとなっている（措令25の17⑤五）。

注) 内容は、平成29年9月13日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。